

令和六年二月

令和六年二月文京区議会定例議会議案

文京区

目次

議案第五十八号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第五十九号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	3 頁
議案第六十号	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第六十一号	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第六十二号	文京区事務手数料条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第六十三号	文京区手話言語条例	13 頁
議案第六十四号	文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例	17 頁
議案第六十五号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	21 頁
議案第六十六号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例	23 頁
議案第六十七号	文京区立公園条例の一部を改正する条例	25 頁
議案第六十八号	文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	29 頁
議案第六十九号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例	31 頁
議案第七十号	文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例	33 頁

議案第五十八号

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「二五一、〇〇〇円」を「二五三、四〇〇円」に、「二三一、五〇〇円」を「二三三、七〇〇円」に、
「二九〇、〇〇〇円」を「二九二、八〇〇円」に、「一四四、九〇〇円」を「一四六、三〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説 明）

報酬の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第五十九号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、七〇七人
二 議会の事務部局の職員	一一人
三 教育委員会の事務部局の職員	二二八人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五九人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	八人
六 監査委員の事務部局の職員	七人
合計	二、一二〇人

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「福祉事務所現業手当」を「福祉業務手当」に改める。

第四条の見出し中「福祉事務所現業手当」を「福祉業務手当」に改め、同条第一項中「福祉事務所現業手当」を「福祉業務手当」に改め、「福祉事務所に勤務する職員が」を削り、「とき」を「職員」に改める。

第五条第一項中「場合」を「職員」に改め、「児童相談所に勤務する職員が」を削り、「とき。」を「職員」に改め、同条第二項第二号中「四百九十円」を「九百五十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第五条第一項第二号に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日

以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(説明)

特殊勤務手当の支給範囲及び額を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十一号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成十六年三月文京区条例第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項に次の一号を加える。

五 一般財団法人道路管理センター

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説 明)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の規定に基づき、職員を派遣することができる団体を追加するため、本案を提出いたします。

議案第六十二号

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区事務手数料条例（昭和三十三年四月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「第二百二十条第一項」の下に「、第二百二十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、「交付申請」の下に「又は交付」を加え、同表3の項の次に次の一項を加える。

2の3	<p>戸籍法第二百二十条の三第二項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年自治省令第五号）第一条の二に規定する方法に限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われ</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき 四百円</p>	<p>発行申請又は発行のとき。</p>
-----	---	----------------------------	------------------------------------	---------------------

た場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表4の項中「第二百二十条第一項」の下に、「第二百二十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、「交付申請」の下に「又は交付」を加え、同表5の項の次に次の一項を加える。

2の5	<p>戸籍法第二百二十条の三第二項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号一件につき 七百円	発行申請又は発行のとき。
-----	---	---------------------	----------------------------	--------------

別表6の項及び7の項を次のように改める。

6	7
<p>戸籍法第四十八条第一項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）に規定する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十六条に規定する届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第二百二十条の六第一項に規定する届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>戸籍法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市町村長の受理した書類の閲覧又は同法第二百二十条の六第一項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>
<p>届出又は申請の受理証明書交付手数料 届書その他市町村長の受理した書類の記載事項証明書交付手数料 届書等情報内容証明書交付手数料</p>	<p>届書その他市町村長の受理した書類の閲覧手数料 届書等情報内容を表示したものの閲覧手数料</p>
<p>一通につき 三百五十円 （婚姻、離婚、養子縁組又は認子の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき千四百円）</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの一件につき 三百五十円</p>
<p>交付申請のとき。</p>	<p>閲覧申請のとき。</p>

付 則
この条例は、令和六年三月一日から施行する。

(説明)

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十三号

文京区手話言語条例

右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区手話言語条例

手話は、手、指、体の動き及び顔の表情などにより視覚的に表現する言語であり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても言語として位置付けられる、手話言語を必要とする者にとって生活する上で必要不可欠な意思疎通の手段である。

しかし、手話言語は、過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話が言語として認められてこなかったことをはじめ、手話言語を獲得できなかったこと、手話言語により学習できなかったこと、手話言語を使用しやすい環境が整備されてこなかったこと等により、これまで手話言語を必要とする者は必要な知識や情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

文京区は、手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語による学習並びに手話言語の使用を促進する環境の整備に取り組むことで、全ての人が支え合い、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、手話言語を必要とする者が安

心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 手話言語を必要とする者 ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等をいう。
- 二 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- 三 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- 四 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 五 当事者団体 主として障害者及び障害者と日常生活を共にする者等をもつて構成される団体をいう。

(基本理念)

第三条 手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語による学習並びに手話言語の使用を促進する環境の整備は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶ権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利及び手話言語を守る権利を有し、これらの権利は、尊重されなければならないこと。
- 二 手話言語による意思疎通は、手話言語を必要とする者にとつて円滑に行われなければならないこと。
- 三 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならないこと。

(区の責務)

第四条 区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、前条に規定する基本理念（以

下「基本理念」という。）に基づき、施策を推進するものとする。

（区民の責務）

第五条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、手話言語を必要とする者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

（施策の推進）

第七条 区は、第四条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。

一 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策

二 手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策

三 手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた施策

2 区は、前項各号に掲げる施策の推進に当たり、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るものとする。

3 区は、第一項各号に掲げる施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当該団体から意見を聴取する機会を設けるものとする。

（切れ目のない支援）

第八条 区は、出生時からの成長段階又はその必要とする段階に応じて、手話言語を必要とする者が手話言語を獲得し、及び習得し、並びに手話言語で学習する機会を確保するよう努めるものとする。

2 区は、当事者団体と連携して、手話言語を必要とする者及び当該者と日常生活を共にする者に対し、手話言語に関する情報及び学習の機会を提供するとともに、切れ目のない支援を行うための相談体制等の環境を整備するよう努めるものとする。

(福祉及び保健サービスにおける環境整備)

第九条 区は、福祉及び保健に係るサービスを提供する者が行う、手話言語を必要とする者が手話言語を利用しやすい環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(災害時等における措置)

第十条 区は、災害その他の非常事態において、手話言語を必要とする者が手話言語で必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説 明)

文京区における手話言語に関する基本理念その他基本的事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第六十四号

文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

文京区は、文京区基本構想の理念にのっとり、全ての人が障害の有無にかかわらず、等しく尊重され、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、平等な立場であらゆる分野の活動へ参加することができる地域社会の実現を目指している。

そのためには、障害者にとって、可能な限り、その必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることが必要であり、当該情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

文京区は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害者が情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることを促進するための基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段 手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通のための手段をいう。

三 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。

四 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

五 当事者団体 主として障害者及び障害者と日常生活を共にする者等をもって構成される団体をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 障害者は、可能な限り、それぞれの障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段を適切に選択することができなければならないこと。

二 障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるなければならないこと。

三 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならないこと。

(区の責務)

第四条 区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、施策を推進するものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第七条 区は、第四条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。

一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策

二 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の普及及び啓発に関する施策

三 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質向上のための施策

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認められた施策

2 区は、前項各号に掲げる施策の推進に当たり、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るものとする。

3 区は、第一項各号に掲げる施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当該団体から意見を聴取する機会を設けるものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説 明)

文京区における障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する基本理念その他基本的事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第六十五号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（令和三年三月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。

付則第二項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「一万二千六百元」を「八千九百元」に改め、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項中「八千九百元」を「五千七百元」に改め、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項及びアイスクリーム類製造業の項中「八千九百元」を「八千四百年」に改め、同表魚介類販売業の項中「八千九百元」を「五千七百元」に改め、同表乳酸菌飲料製造業の項中「一万二千六百元」を「八千四百年」に改める。

付則第三項の表中「八千四百年」、「一万二千六百元」及び「九千六百元」を「七千八百年」に改める。
付則第四項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

手数料に係る特例の適用期限を延長するため、本案を提出いたします。

議案第六十六号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の部に次のように加える。

本駒込A自転車駐車場

東京都文京区向丘二丁目三十七番先

別表第一の二の部飯田橋臨時自転車駐車場の項の次に次のように加える。

春日自転車駐車場

東京都文京区春日一丁目十六番地下

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）

- 2 この条例による改正後の文京区自転車駐車場条例別表第一の二の部に規定する春日自転車駐車場の利用に係

る利用登録の申請、承認等の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

本駒込A自転車駐車を一時利用制自転車駐車を、春日自転車駐場に定期利用制自転車駐車を新設するため、本案を提出いたします。

議案第六十七号

文京区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立公園条例の一部を改正する条例

文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「及び文京区立後楽公園に設ける巡回診療を行うための施設」を削る。

第十七条中「有料公園施設」の下に「又は附帯設備」を加える。

第十九条第一項中「有料公園施設」の下に「又は附帯設備」を、「別表第二」の下に「又は別表第二の二」を加える。

第二十九条第二項第二号中「又は附帯設備」を削る。

第三十条第二項中「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設又は附帯設備」を「有料公園施設又は附帯設備」とあるのは「有料公園施設」に改め、同条第五項中「、有料公園施設又は附帯設備」を「、有料公園施設」に、「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設又は附帯設備」を「有料公園施設又は附帯設備」とあるのは「有料公園施設」に改め、「別表第二」の下に「又は別表第二の二」を加える。

第三十一条第一項中「から別表第五まで」を「及び別表第四」に改める。

第三十四条中「並びに別表第四及び別表第五」を「及び別表第四」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第十九条関係）

一 有料公園施設

松聲閣集会室				有料公園施設名	
施設名		施設名		一単位当たりの使用料	
和室 A	和室 B	和室 A	和室 B	一室	二室
七〇〇〇円	七〇〇〇円	七〇〇〇円	七〇〇〇円		
一、四〇〇〇円		一、〇〇〇〇円			
一、〇〇〇〇円		一、〇〇〇〇円			

備考

- 1 有料公園施設の使用単位は、次のとおりとする。
 - 一 午前 午前九時から午後零時三十分まで
 - 二 午後 午後一時三十分から午後五時まで
 - 三 夜間 午後五時三十分から午後九時まで
 - 2 二単位以上使用する場合には、引き続き使用することができる。
- 二 附帯設備

音響セット	種別	使用単位	使用料
一式一回			五〇〇〇円

液晶プロジェクター

一式一回

二〇〇円

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、有料公園施設の使用単位に対応する時間とする。
 - 2 附帯設備のみの使用は、認めない。
- 別表第五を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の文京区立公園条例（以下「旧条例」という。）第三十条第一項において読み替えて準用する第十二条の規定により行った令和六年四月一日以後の松聲閣集会室の占用に係る許可は、施行日以後においては、この条例による改正後の文京区立公園条例（以下「新条例」という。）第十二条の規定により行った許可とみなす。

- 3 施行日前に旧条例第三十条第二項において読み替えて準用する第十七条の規定により行った令和六年四月一日以後の松聲閣集会室の使用に係る承認は、施行日以後においては、新条例第十七条の規定により行った承認とみなす。

(説明)

区長が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十八号

文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
文京区子ども・子育て会議条例（平成二十五年六月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「二十人」を「二十二人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

文京区子ども・子育て会議の委員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六十九号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第五十三条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五十三条第二項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十号

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十四号)
の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第十条第三項中「修了したもの」の下に「(放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して一年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。)」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条第二項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説 明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部改正等に
に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。